



自治会スタート！ 発足を祝う

～協働のまちづくりへ新たな一歩～

四月一日から、これまでの十三行政区が、十二自治会へと生まれ変わり自治会としての新たなスタートを迎えることとなりました。

自治会移行については、第三次行政改革大綱（計画期間 平成十八年～平成二十二年）に策定された基本方針の一つである『住民と行政との協働による住民自治の推進』の実現に向けて、各ブロックの行政区代表者による準備委員会等を立ち上げ、行政区関係者のみなさまの多大なご協力により、十分協議をいただき、各自治会の設立総会を終え、自治会発足を祝う会の開催となりました。

祝う会の前段に行われた「第一回自治会行政委員会」では、三月の町議会定例会で制定した「和寒町自治会に関する条例」に基づき、初代自治会長を行政委員（自治委員）とした委嘱状が町長より手渡され、平成二十年度の町政推進施策について、各課からの説明を受けました。

その後の自治会発足を祝う会では、伊藤町長から「自治会と行政が対等なパートナーとして、協働のまちづくりを一層推進したい」

と挨拶を受けた後、旧行政区長を代表し旧一行政区区長の「乾 和明さん」に感謝状が贈られました。

また、塩狩太鼓保存会による力強い太鼓演奏も披露され、住民参画と行政との協働によるまちづくりの新たな一歩を踏み出しました。

12自治会の会長が決まりました

No.	自治会名	住所	氏名
1	恵みヶ丘自治会	東町	西村雄一
2	大通自治会	北町	川島辰夫
3	西町自治会	西町	瓜徹良
4	仲町自治会	西町	太田清
5	若草自治会	三笠	川村眞一
6	かたくり自治会	三笠	志村安治
7	松岡・北原自治会	松岡	坂本義和
8	東山自治会	日ノ出	虻川利光
9	中和自治会	南丘	酒井唯夫
10	三笠南自治会	川西	今野政志
11	三和・菊野自治会	三和	大瀬忠勇
12	西和福原自治会	西和	北光義

(敬称略)



和寒町自治会に関する条例

平成二十年三月の町議会定例会で議決された「和寒町自治会に関する条例」では、自治会の設置目的や位置づけについての基本的な考え方が示されています。その内容についてご紹介します。

(目的)

第一条 この条例は、和寒町の住民が自主的に組織する自治会の活動を促進し、明るく豊かな活力とふれあいのある地域社会の発展を図り、あわせて町行政の円滑な推進に協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

(区域及び変更事項の通知)

第二条 自治会の区域は、地域住民生活の利便等を考慮して定めた区域とする。

二 自治会を組織し、又は区域を変更したとき、若しくは役員の改選、規約の変更をしたときは、自治会の代表者はその旨を町長に通知するものとする。

三 前二項のうち区域に関することについては、あらかじめ町長と協議するものとする。

(活動等の助言)

第三条 町長は、自治会の運営、活動等について必要な助言、支援をすることができ、

二 前項の助言、支援は、自治会の自主性を損うものであってはならない。

(行政における自治会の位置づけ)

第四条 町長は、町行政の円滑な推進のため、自治会を住民自治の一翼を担う地域自治組織として位置け、各自治会に自治会行政委員(以下「自治委員」という。)を置く。

二 自治委員は、各自治会で選出された自治会の代表者を町長が委嘱する。

三 自治委員の任期は、各自治会の任期とする。

四 町長は、自治委員の協力のもとに地域住民に対して、町行政の推進のため住民に対する必要な諸事項の周知、配布、連絡、調査及び取りまとめ等を依頼することができるものとする。

五 町長は、自治会相互間の協議及び地域からの要望事項の聴取等、町行政の推進について必要に応じ自治委員による連絡会議を開催することができる。

(運営費等の交付)

第五条 自治会がその活動に要する経費及びその他運営に必要な経費の一部として、町は、毎年度予算の範囲内において運営費等を交付するものとする。

(委任)
第六条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

和寒町自治基本条例

策定検討委員会

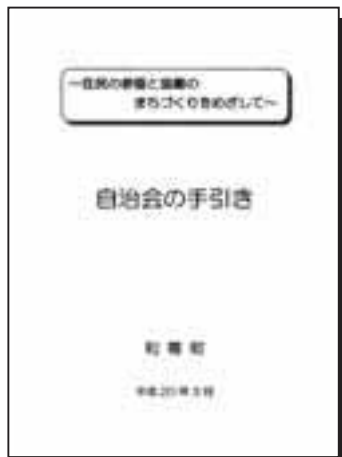
分権時代に対応した自治のシステム確立のため、町民協働のまちづくりを進める住民参加のルールや行政運営等の基本的な事項を定める(仮称)和寒町自治基本条例の策定に向け、標記検討委員会を設置します。

検討委員は、委員十名以内で組織し、各種団体の代表及び識見者のうちから町長が委嘱します。

具体的な検討委員会の設置については、現在検討中であり、委嘱委員の紹介や検討委員会での議論経過等については、随時広報誌等を通じてお知らせします。

自治会の手引きを発行

自治会運営に際し、町に対して行う申請事務手続や、自治会活動に対する支援策の概要について、わかりやすく紹介するため「自治会の手引き」を発行しました。



自治基本条例ってなに？

まちづくり(自治体運営)の理念や原則とそのため制度やしきみルール化した自治体の最高規範と言われていています。一般的には自治の担い手(町民、議会、町など)の役割、町政運営の原則、仕組みが定められ、自治体によっては「まちづくり基本条例」といった名称で呼ばれることもあります。